

環境税等の検討状況について

地球温暖化対策の推進、加速化のため、一昨年、昨年に引き続き、平成18年8月31日に環境省より税務当局に対して環境税の創設等について要望。

1. 税制改正要望における環境税議論の経緯（概要）

- 16年8月 税務当局に対し、環境税の税制改正要望を初めて提出。
- 16年11月 環境税の具体案の提示。（一度目）
- 16年12月 与党税制改正大綱において、「いわゆる環境税については、必要に応じ、そのあるべき姿について早急に検討する。」とされた。
- 17年4月 京都議定書目標達成計画（閣議決定）において、「真摯に総合的な検討を進めていくべき」と位置づけられた。
- 17年8月 税務当局に対し、環境税の税制改正要望を提出。
- 17年10月 環境税の具体案の提示。（二度目）
- 17年12月 与党税制改正大綱において、検討事項の第一項目として「平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」、「既存の税制との関係等に考慮を払いながら」、「総合的に検討する。」とされた。
- 18年6月 自民党税制調査会がとりまとめた「これまでの議論の整理」において、税制改革の視点の一つとして環境税を位置付ける。
- 18年8月 税務当局に対し、環境税等の税制措置を講ずる旨の要望を提出。

2. 平成19年度 環境省 税制改正要望の概要（主なもの）

（1）環境税等

- ア 平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、国民・事業者の行動を環境負荷の小さなものへと変え、地球温暖化対策を加速するため、環境税の創設等、必要な税制上の措置を講ずること。
- イ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）に基づき、環境への影響に配慮し、エネルギー課税等環境負荷に関連する諸税の税率（暫定税率を含む。）の水準を維持すること。
また、道路特定財源の見直しの具体案の策定に際しては、一般財源化を図ることを前提に、その財源の一部を地球温暖化対策にも充てること。

（2）省エネ住宅・建築物促進税制の創設

一定の要件に沿った省エネ住宅・建築物の新築・購入や省エネリフォームについて、所得税、固定資産税の特例措置等を講じる。

（3）バイオエタノール・バイオディーゼル関連税制の創設

バイオエタノールに係る揮発油税・地方道路税、バイオディーゼルに係る軽油引取税を非課税とする。

〔参考〕平成18年度の税制改正に関する答申(平成17年11月25日)(抄)政府税制調査会

二 主要な課題

8. 地球温暖化問題への対応

いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。

〔参考〕平成18年度税制改正大綱(平成17年12月15日)(抄)自由民主党・公明党

第三 検討事項

1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、平成17年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定し、国、地方をあげて多様な政策への取り組みを開始し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

〔参考〕行政改革推進法(抄)(平成18年6月2日 法律第47号)

第二十条(道路整備特別会計等の見直し)

3 特定の税の収入額(これに相当する額を含む。以下この項において同じ。)の全部又は一部を道路に関する費用の財源に充てる制度(以下この項において「特定財源制度」という。)については、国の財政状況の悪化をもたらさないよう十分に配慮しつつ、特定財源制度に係る税の収入額の使途の在り方について、納税者の理解を得られるよう、次の基本方針により、見直しを行うものとする。

- 一 道路の整備は、これに対する需要を踏まえ、その必要性を見極めつつ、計画的に進めるものとする。この場合において、道路の整備に係る歳出については、一層の重点化及び効率化を図るものとする。
- 二 特定財源制度に係る税については、厳しい財政状況にかんがみ、及び環境への影響に配慮し、平成十七年十二月における税率の水準を維持するものとする。
- 三 特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成十九年度以降の歳出及び歳入の在り方の関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする。

〔参考〕経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(抄)(平成18年7月7日 閣議決定)

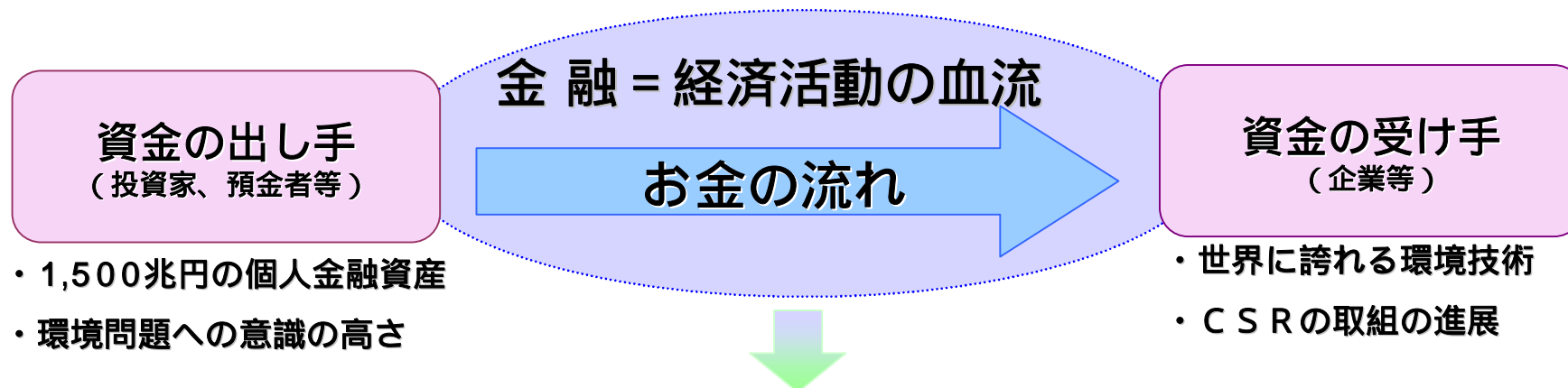
第3章 財政健全化への取組

2. 「簡素で効率的な政府」への取組

(特別会計改革の推進等)

・道路特定財源について、同法に基づき、一般財源化を図ることを前提に、早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめる。

「環境と金融」 ~ 環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて



環境等に配慮された「お金」の流れの拡大に向けて

日本の **環境力** と **金融力** の融合を目指す！

【環境と金融に関する懇談会】

環境保全を進めていく上での金融分野の重要性について幅広い観点から議論・検討を行うことを目的として、この4月に金融関係者や有識者をメンバーとする「環境と金融に関する懇談会」を設置。懇談会では、1,500兆円を超える個人金融資産の有効な活用という視点も踏まえ、社会的責任投資(SRI: Socially Responsible Investment)や環境配慮事業等に対する低利融資などの推進方策について、精力的に議論。7月には報告書「環境等に配慮した「お金」の流れの拡大に向けて」を取りまとめ、公表。

金融面の環境配慮を進めるための施策：

「環境と金融に関する懇談会」の提言を踏まえた平成19年度概算要求等の概要

個人投資家等が環境に着目した投資をしやすくする環境づくり

・環境産業向けファンドへの投資優遇制度の創設(所得税・個人住民税) 【税制改正】

・環境金融普及促進事業
【予算:52百万円】

環境・経済・社会の統合的向上を目指し、環境産業を育てるファンド等の育成

・コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業
【予算:245百万円】

・環境ファンド等への出融資
【財政投融资】

環境に配慮しながら経営を行う事業者への融資の推進

・環境配慮型経営促進事業(環境格付融資)
【財政投融资】

・環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業
【予算:365百万円】

環境教育・環境保全活動の推進

1. 場や機会の提供

こどもエコクラブ事業

2人以上の子どもたちと大人の応援役が集まってクラブをつくり、子どもたちが地域で自主的に環境学習や環境保全活動を行う。(平成18年度登録数4,014クラブ、110,236人)

【H18:108百万円 H19:120百万円】

学校エコ改修と環境教育事業

学校校舎におけるCO2排出削減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施する。また、学校等エコ改修における省エネ・代エネ機器導入等技術の組み合わせを検討し、これを各自治体技術者、業者等に広く普及させ、その成果を公表する。

【H18:45百万円 H19:53百万円】

我が家の環境大臣事業

生活の中心となる家庭での環境教育・環境保全活動を推進するため、家庭において環境保全に関する取組等を行う家庭(世帯)を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として登録し、エコライフに関する情報や教材及び参加型のウェブサイト等の提供や、イベントの開催等を行う。

【H18:96百万円 H19:113百万円】

国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

モデル地域を指定し、ESDの推進体制を整備し、実践を通じたモデル的なプログラム整備を行う事業を実施する。平成18年3月に決定した、わが国における「国連持続可能な開発のための10年」実施計画に基づき、18年度より本事業を開始。

【H18:35百万円 H19:59百万円】

環境教育出前教材(「エコ学習トランク」)普及事業

環境教育の地域格差を解消し、環境保全に向けて自ら行動できる人づくりを行うため、環境問題全般を網羅した、誰もが容易に指導、学習することのできる環境教育・学習出前授業用のパッケージ教材(「エコ学習トランク」)を全国に広く配備する。

【新規 H19:112百万円】

地方メディアとの連携による地域の環境教育推進事業

地方メディアや学校等と提携し、イベントの開催や学習プログラムの作成等を通して、地域社会に密着した社会普及型環境教育を推進する。

【新規 H19:43百万円】

2 . 人材の育成

環境教育指導者育成事業(環境教育リーダー研修)

文部科学省と連携して、学校教職員と地域の活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修(環境教育リーダー研修基礎講座)を実施する。

【H18:10百万円 H19:11百万円】

環境カウンセラー活用推進事業

環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有する等の一定の要件を満たす者について、申請に基づき審査を行い、「環境カウンセラー登録簿」に登録する。(平成17年度末現在4,124名)

【H18:31百万円 H19:32百万円】

人材認定等事業登録事業

環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する人材認定等事業について、民間団体等が運営するもので一定の基準を満たすものを、登録し環境保全活動等に活用を図る。

【H18:4百万円 H19:4百万円】

持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成戦略事業

「アジア環境行動パートナーシップ構想」の人材養成分野の具体化を図るため、「持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成ビジョン」を策定する。また、同ビジョンに基づき、国内外大学院ネットワークの構築支援、大学院・地域連携型環境教育指導者育成の実践、大学における基礎プログラムの開発等を行う。これらの成果は、シンポジウムやウェブサイト等によりアジアに発信する。

【新規 H19:125百万円】

3 . 情報提供・普及啓発

環境教育・環境学習データベース総合整備事業

文部科学省との連携により、環境教育・環境学習に関する知識、教材、事例等に係る情報を収集し、総合的なデータベースを構築する。収集した情報は、インターネットにより提供する。

【H18:11百万円 H19:10百万円】